「労働者を確保するための間接費の補正等」Q&A

項番	質問事項	回答	備考
	労働者の赴任手当とは、着工後、初めて現場へ出向		
1	くための手当か?	ている赴任手当(赴任のための手当)を言う。	
	労働者の帰省旅費とは、着工中、毎週末現場から帰	就業規則や下請契約事項等に則り、正規に支払いし	
2	省するための旅費か?	ている帰省旅費(帰省のための旅費)を言う。	
2			
	 仮設宿舎建設費や、作業員宿舎をリースした場合の	 対象とならない。	 【実績変更対象費】
		対象とはらない。 労働者宿舎に係る費用(設置、撤去等)は、"営繕費	【天賴亥史刈亥頁】 ·営繕費(借上費、宿泊費、労働者送迎費)
3		の建物費"に該当。	・現場管理費(募集・解散費、賃金以外の食
Ü			事、通勤等に要する費用)
	対象労働者のうち、近隣在住者も実績変更の対象と	本運用は、積算基準により率計上で積算した金額(共	
	なるか?	通仮設費率、現場管理費率により算出)相当では適 正な工事の実施が困難な場合に、支出実績を踏まえ	
4		では工事の美心が困難な場合に、文山美積を聞また て実績変更するものである。よって「労働者」は、近隣	
		在住者も含め、すべての者が対象となる。	
	労働者が対象工事に従事していたこと等の確認方法	 受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領	
	は?	収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別·労働者	
5		別の金額計算書等、対象工事に従事していたこと等	
3		がわかる資料)により確認する。	
		証明書類でそれを確認できない場合は実績変更の対 象とならない。	
	 対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場	当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証	
	対象となる方側有が数件の工事を掛け持ちした場 合、計上方法は?	国該工事に促事した労働者に保る負用の過切性を証 明できる資料(全領収書、工事別、労働者別の金額計	
6		算書、出勤簿、賃金台帳等)により確認する。	
	 対象労働者には下請の労働者も含まれるのか?	 1次下請以下の労働者も含まれる。	
_			
7			
	下請業者が費用を支払っている場合、領収書の宛先 は下請業者(下請労働者)と思われるが、実績の確認	下請業者が立替払いした場合、元請業者が下請業者	
	古法は?	書等)及び下請業者が支払った領収書等原本により	
8	また、設計変更の対象となった場合、元請業者に支払		
	うこととなるが、下請業者に支払われたことの確認は		
	どのように行うのか?		
	労働者送迎費の確認方法は?	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認する。	
9		10元建松口秋(未可及)と原牧音寺で唯心する。	
	現場管理を行う技術員とは?	施工計画書の現場組織表に記載のある技術関係者 をいう。	マニュアル7(1)の補足
10		20.70	
	宿泊費は通常、一定期間に宿泊した全員分の請求を		
11	受け、まとめて支払うが、その内訳書は実績変更対象 の根拠となるか?	佰汨省別の内訳を催認できる書類か必要。 	
• • •	の一般がとなるが、こ		
		 該当する工事で使用した期間の借上費を実績で計上	
	会社で長期にわたり宿泊施設を作業員宿舎として借 上げた場合、借上費は実績変更の対象となるか?	該当する工事で使用した期间の借上質を美積で計上 することができる。	
12	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	労働者送迎費の車両燃料費は、契約スタンドに給油	車両燃料費は、請求内訳書により対象となる車両番	
13	車両全ての1カ月分を纏めて支払うことが多く、給油 時の領収書はない。スタンドからの請求内訳書によ	号を確認する。	
13	り、対象金額を算出したものを添付する方法でもよい		
	か?		
	受注者より実績変更の請求があった場合について、	「共通仮設費」、「現場管理費」の片方のみの請求も対	
14	受注者からの請求が共通仮設費(営繕費)の宿泊費 のみであっても対象として良いか?	象になる。	
14	いったこのつしも対象として良いか?		
		WE +	
		労働者宿舎に係る費用は、"営繕費の建物費"に含まれているため、左記の場合の借上費は本運用の対象	
15	朔にわたり信工けしている場合、信工賞として計工で きるか?	れているにめ、左記の場合の恒上負は本連用の対象 外である。	
	- ·		
	 通常の支払いは税込で行われ、領収書も税込で発行	前者 後者ともに 領収金に鉛塩を類た金を加って	
	される。税額が記載された領収書は税抜き額が算定		
16	できるので、それで良いか?		
	また、税額が記載されない領収書の場合、税抜き額を		
	算出し、領収書にその旨書き加えることで良いか?		
	「労働者確保に要する方策に変更」について、当初か	労働者を地域外*から確保している場合は「労働者確	本項は運用詳細を示すものであり、R5.10.15
17	ら変更があったことをどのように確認するのか? (R5.9.28追記)	保に要する方策に変更」が生じたと判断する。 ※「地域外」とは工事場所が属する地域振興局管内	までに公告済みの工事についても適用する。
17	(10.5.E0,E pt.)	※ ・地域外」とは工事場所が属する地域振興局官内 以外の地域とする。	V 0
		-2001 -20-20 C 7 WG	
	I	1	l

(注)発注工事の特記仕様書に次のとおり明示している 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。